

# 実践しましょう！ 自転車の安全利用！！

## 自転車は車道を通行するのが原則です

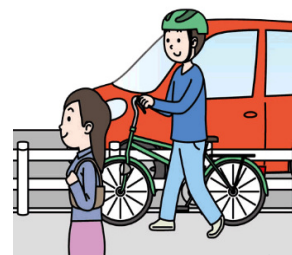
(車道上では「**右側通行は禁止**」です、左側に寄って進行しましょう)



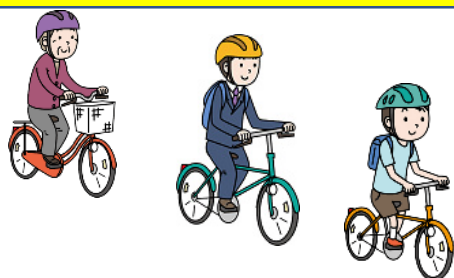
例外として、『普通自転車』であって、  
「**普通自転車歩道通行可**」の標識があるとき  
子ども(13歳未満)・高齢者(70歳以上)・身  
体の不自由な人  
車道や交通の状況から、通行の安全を確保す  
るために歩道通行がやむを得ないとき  
(例：交通量が多い・道が狭いため、自動車な  
どとの接触事故の危険があるなど)  
は、歩道を通行することもできます。

歩道上は歩行者が優先です。自転車は歩道上の  
車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合、  
一時停止しなければなりません！

普通自転車歩道通行可  
を示す標識



## 全ての世代で乗車用ヘルメットをかぶりましょう



道路交通法が改正され、自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用が努力義務となります。

子どもたちの手本となるとともに、自らを守るため、ヘルメット着用を徹底しましょう！

## 自転車保険に加入しましょう

自転車は車両であり、運転して人をけがさせたり、物を壊したりすれば、加害者となります。

過去の裁判では、数千万円に及ぶ損害賠償を命じられた例もあります。

日頃から安全な運転を心掛けることはもちろんですが、万が一に備えて、**自転車も保険に加入しましょう**。また、定期的に契約を確認し、**更新を忘れない**ようにしましょう。



長崎県交通安全推進県民協議会